

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月31日から41年1月1日まで

私は、昭和32年3月にB社に入社し、35年1月に直系子会社であるA社に出向となった。その後、41年1月1日にB社に復帰した際、厚生年金保険の加入期間が空白となったが、申立期間についても雇用関係があったので被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及びB社の在職証明書から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和41年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立期間は年末の休日であり、申立人が所持するB社の昇給辞令が、昭和41年1月1日付となっていることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月のオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いため、不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和41年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを40年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行

していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年6月は28万円、同年7月は26万円及び同年8月から同年12月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から19年1月1日まで

私は、平成18年4月にA社に入社し、同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(写し)及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の保険料控除額から、平成18年6月及び同年8月から同年12月までは28万円とし、当該給料支払明細書の支給額から、同年7月については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成18年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における資格喪失日は、昭和42年11月16日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年11月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月15日から同年11月16日まで  
② 昭和42年11月16日から同年12月4日まで

私は、昭和42年11月16日付けでA社（現在は、D社。）B出張所から同社C支店に転勤を命じられた。他の転勤時の厚生年金保険記録は欠落なく適用事業所が切り替わっているのに、申立期間のみ厚生年金保険記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、及びD社が保有する人事記録により、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社が保有する人事記録により、申立人が昭和42年11月16日付けで同社B出張所から同社C支店に異動を命じられたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B出張所における資格喪失日は、昭和42年11月16日であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、D社が保有する人事記録及び同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年11月16日に同社B出張所から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年12月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで  
私は、申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間前の勤務先であるB社から提出された申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)には、「平成3年11月12日より病気のため休み」と記載されており、平成3年10月21日から同年11月20日までの賃金支払対象期間分として、22,980円の賃金支払額が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年11月12日までは同社に勤務していたものと推認できる。

また、A社の同僚の供述、及びC運輸局長が平成4年6月18日付で交付した「運行管理者資格者証」によると、入社した時期は定かでないが、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年1月ごろから同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社の事業主は、「正社員でも試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていない。また、資格取得届を提出していないので厚生年金保険料は控除していない。また、当時の人事関係資料が残っていないため、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できない。」と供述している。

また、複数の同僚は、いずれも正社員でも試用期間があったと供述している上、中には、「私は正社員として事務を担当していたが、入社から半年間は厚生年金保険に加入できなかった。未加入の期間については厚生年金保険料の控除はなかった。」「A社では試用期間があったが、一律の扱いではなく、人によって異なる扱いであった。」と具体的に供述する同僚

もいる。

さらに、申立人がA社において雇用保険の資格を取得した時期は、厚生年金保険の資格取得した時期と同日（平成4年10月1日）であることが確認できる。

加えて、オンライン記録においても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除、及び申立期間のうち、平成3年11月12日から4年1月1日までの期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。